



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*45 和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則 (資源管理課)..... 1

○ 公安委員会規則

*12 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 3

○ 告示

1054 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課)..... 3

1055 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 4

1056 " (")..... 4

1057 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 5

1058 引の池土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 5

1059 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 6

1060 " (")..... 7

1061 " (")..... 7

1062 学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (水産振興課)..... 7

1063 道路の区域変更 (道路保全課)..... 9

1064 " (")..... 10

1065 道路の供用開始 (")..... 10

1066 道路の区域変更 (")..... 10

1067 道路の供用開始 (")..... 11

○ 会計管理者訓令

*2 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 11

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 11

○ 監査公表

監査公表第21号 12

規 則

和歌山県規則第45号

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条第4号及び第5号」を「第7条第2号エ又はオ」に改める。

第7条中「漁業の方法により」を削り、「第1号から第6号まで」を「第2号アからカまで」に、「第8号、第11号、第12号、第14号又は第16号」を「第2号ク、サ、シ、セ又はタ」に改め、同条第1号及び第2号を

次のように改める。

- (1) さんごの採捕を目的として営む漁業（この水産動物の採捕を目的とする漁業を「さんご漁業」という。）
- (2) 次に掲げる漁業の方法により営む漁業
 - ア 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）
 - イ 機船船びき網（瀬戸内海（漁業法第110条第2項に規定する瀬戸内海をいう。以下同じ。）においては総トン数5トン未満の動力漁船（漁業法第2条第3項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用するものに限る。以下「機船船びき網漁業」という。）
 - ウ ごち網（以下「ごち網漁業」という。）
 - エ 流網（瀬戸内海以外の海域においては、総トン数5トン以上の動力漁船を使用してさんま及びとびうおの採捕を目的とするものに限る。以下「流網漁業」という。）
 - オ 敷網（焚入網及び火光利用棒受網による漁業の方法に限る。以下「敷網漁業」という。）
 - カ いるか突棒（以下「いるか突棒漁業」という。）
 - キ 火光利用さより抄網（瀬戸内海において操業するものに限る。以下「火光利用さより抄網漁業」という。）
 - ク 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）
 - ケ いか玉（いか巢、いかかご及びいかのしば漬による漁業の方法を含む。以下「いか玉漁業」という。）
 - コ やす突（カに掲げる漁業の方法を除く。以下「やす突漁業」という。）
 - サ 小型定置網（以下「小型定置網漁業」という。）
 - シ 固定式刺網（建網による漁業の方法については、ぶり及びさわらの採捕を目的とするものに限る。以下「固定式刺網漁業」という。）
 - ス 刺網（瀬戸内海以外の海域においては、重ね網を使用するものに限る。エ及びシに掲げる漁業の方法を除く。以下「刺網漁業」という。）
 - セ 船びき網（無動力漁船を使用するものに限る。以下「船びき網漁業」という。）
 - ソ 地こぎ網（以下「地こぎ網漁業」という。）
 - タ 飼付（以下「飼付漁業」という。）
 - チ 鯨類追込網（以下「鯨類追込網漁業」という。）

第7条中第3号から第17号までを削る。

第8条中「前条第1号から第6号まで」を「前条第2号アからカまで」に改める。

第35条の表あわび（とこぶしを含む。）の項中「まで」の次に「（和歌山市加太と同市磯の浦との最大高潮時海岸線における境界点から兵庫県南あわじ市沼島南端を見通した線以北の和歌山県地先海面においては、10月1日から11月30日までとする。）」を加え、同表に次の1項を加える。

さんご（あかさご、ももいろさんご及びしろさんごに限り、第7条に規定するさんご漁業の許可に基づき採捕するものを除く。）	1月1日から12月31日まで
--	----------------

第45条第5号中「採捕」を「採捕」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) ひき縄釣（西牟婁郡白浜町市江崎灯台中心点から南西の線以北の和歌山県地先海面においてするものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
（施行前の準備）
- 2 この規則による改正後の和歌山県漁業調整規則の規定による漁業の許可に関する手続きは、この規則の施行前においても行うことができる。
（経過措置）
- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第12号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月11日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
別表第2中

一般国道42号（湯浅御坊道路）	御坊市野口字大谷口245から有田郡有田川町明王寺字東山185番2地先まで
一般国道24号（京奈和自動車道）	橋本市隅田町真土字戸立368番3から紀の川市重行字東中原342番1まで

を

一般国道24号（京奈和自動車道）	橋本市隅田町真土字戸立368番3から紀の川市重行字東中原342番1まで
一般国道26号（第二阪和国道）	和歌山市平井字西谷742番1から和歌山市大谷字池ノ谷289番1まで
一般国道42号（湯浅御坊道路）	御坊市野口字大谷口245から有田郡有田川町明王寺字東山185番2地先まで

に、

「東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字中須岩本25番1まで」を「東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字東地472番1まで」に、「和歌山市大谷字中得289番1」を「和歌山市大谷字池ノ谷289番1」に改める。

附 則

この規則は、平成27年9月12日から施行する。ただし、「東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字中須岩本25番1まで」を「東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字東地472番1まで」に改める部分は、平成27年9月13日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1054号

オープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特別政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

オープン系人事給与システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成27年7月28日

4 落札者の氏名及び住所

富士通・JECCコンソーシアム

(代表者) 富士通株式会社和歌山支店

和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号

(構成員) 株式会社JECC

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

670,636,800円(うち消費税及び地方消費税の額49,676,800円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成27年5月26日

和歌山県告示第1055号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年11月2日まで縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年8月31日

2 名称

特定非営利活動法人みんなで、はーとtoわん

3 代表者の氏名

北山尋唯

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市南出島31-9

5 定款に記載された目的

この法人は、共生・相互扶助・生きがいの創造を理念とし、一般市民に対して、自然とのふれあいや文化や芸術を通して、共に生きる精神を育みながら心身の健康を高め、社会生活・家庭生活・人間関係に於いて、ゆとりある心で生きることを実践し、高齢者には介護支援・自立支援・生きがい創り支援、障害者には自立と就労支援、子ども達の幸せを願い青少年健全育成支援・子育て支援等を行い、又他のNPOや団体との交流や地域の活性化に取り組み、安全で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1056号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年11月2日まで縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成27年9月1日
- 2 名称
特定非営利活動法人きのくに子どもエヌ・ピー・オー
- 3 代表者の氏名
土橋登世子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市福島487番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、児童の権利に関する条約の精神に基づき、すべての子どもに対し、豊かな生活体験・芸術体験を提供する事で、子どもの発達・成長をサポートし、また、子どもの社会参画の機会の拡充を図るとともに、子どもたちの生活及び文化環境の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1057号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し や く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓		
須原均	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成27.9.1								○							
山中慎太郎	腎臓内科	公立那賀病院	紀の川市打田1282	平成27.9.1									○						
大林慎始	脳神経外科	国保日高総合病院	御坊市菌116-2	平成27.9.1				○		○									
高垣有作	外科	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2380	平成27.9.1							○								

和歌山県告示第1058号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 退任した役員（平成27年8月17日退任）
職名 氏 名 住 所
理事 岡本善和 橋本市高野口町伏原1145番地

- 理事 北岡利夫 橋本市高野口町伏原924番地の3
- 理事 川瀬勇一郎 橋本市高野口町伏原991番地
- 理事 福井博一 橋本市高野口町伏原631番地
- 理事 木村博充 橋本市高野口町伏原485番地
- 理事 山本勝彦 橋本市高野口町小田300番地の1
- 理事 岩倉啓哲 橋本市高野口町小田407番地
- 理事 辻本洋 橋本市高野口町名古屋642番地
- 理事 西岡甚夫 橋本市高野口町名古屋818番地
- 理事 寺本忠行 橋本市高野口町名古屋207番地
- 理事 久保隆史 橋本市高野口町名古屋466番地の3
- 理事 田中小夜子 橋本市高野口町名古屋1171番地1
- 理事 丸山勲 橋本市高野口町応其239番地
- 理事 奥野満 橋本市神野々309番地の3
- 監事 辻脇均 橋本市高野口町小田316番地
- 監事 岩城正之 橋本市高野口町応其308番地

2 就任した役員（平成27年8月18日就任）

- | 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 岡本善和 | 橋本市高野口町伏原1145番地 |
| 理事 | 北岡利夫 | 橋本市高野口町伏原924番地の3 |
| 理事 | 川瀬勇一郎 | 橋本市高野口町伏原991番地 |
| 理事 | 福井博一 | 橋本市高野口町伏原631番地 |
| 理事 | 木村博充 | 橋本市高野口町伏原485番地 |
| 理事 | 山本勝彦 | 橋本市高野口町小田300番地の1 |
| 理事 | 岩倉啓哲 | 橋本市高野口町小田407番地 |
| 理事 | 辻本洋 | 橋本市高野口町名古屋642番地 |
| 理事 | 西岡甚夫 | 橋本市高野口町名古屋818番地 |
| 理事 | 寺本忠行 | 橋本市高野口町名古屋207番地 |
| 理事 | 久保隆史 | 橋本市高野口町名古屋466番地の3 |
| 理事 | 佐藤正 | 橋本市高野口町名古屋446番地 |
| 理事 | 丸山勲 | 橋本市高野口町応其239番地 |
| 理事 | 森田昌宏 | 橋本市神野々352番地 |
| 監事 | 辻脇均 | 橋本市高野口町小田316番地 |
| 監事 | 安川博己 | 橋本市高野口町応其332番地の2 |

和歌山県告示第1059号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年8月28日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月24日まで縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
--------------	---------------------

平成27年度第29号

田辺市芳養町字田尻2624

和歌山県告示第1060号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年8月28日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月24日まで縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第35号-1	西牟婁郡上富田町岩田字上田熊1373-1外1筆
平成27年度第35号-2	西牟婁郡上富田町岡字中嶋2133-1外3筆

和歌山県告示第1061号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年9月2日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月24日まで縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第37号	田辺市龍神村福井字上ノ平2445-9外1筆

和歌山県告示第1062号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成27年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産冷凍魚
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成27年9月11日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 魚介類(生鮮品又は加工品)の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、魚介類(生鮮品又は加工品)の販売を営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 魚介類(生鮮品又は加工品)を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書(兼委任状))

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 和歌山県が課する県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

サ 使用印鑑届

シ 2の(9)に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の(10)に掲げる許認可等を証する書類の写し

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあっては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) (1)のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が

示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年9月11日（金）から同月16日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年9月17日（木）午後5時までに和歌山県農林水産部水産局水産振興課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年9月11日（金）から同月16日（水）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局水産振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3007（直通）

ファクシミリ番号 073-431-2244

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を平成27年9月24日（木）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町九重字大平1530番1地先から同市熊野川町九重字大田和1279番3地先まで	旧	9.70 } 37.90	693.50	一般国道311号との重用延長693.50メートルを含む。 葛山トンネル L=146.00 谷口橋 L=24.00 峰トンネル L=367.00

同上	新	9.70 } 39.70	693.50	一般国道311号との重用延長693.50メートルを含む。 葛山トンネル L=146.00 谷口橋 L=24.00 峰トンネル L=367.00
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町九重字大平1530番1地先から同市熊野川町九重字大田和1279番3地先まで	旧	9.70 } 37.90	693.50	一般国道169号との重用延長693.50メートルを含む。 葛山トンネル L=146.00 谷口橋 L=24.00 峰トンネル L=367.00
同上	新	9.70 } 39.70	693.50	一般国道169号との重用延長693.50メートルを含む。 葛山トンネル L=146.00 谷口橋 L=24.00 峰トンネル L=367.00

和歌山県告示第1065号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町九重字大平1530番1地先から同市熊野川町九重字大田和1279番3地先まで

供用開始の期日 平成27年9月13日 午後3時

和歌山県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字中地521番3地先から同町大字市屋字東地473番1地先まで	旧	5.25 } 6.54	185.00	
同上	新	10.62 } 19.81	185.00	

和歌山県告示第1067号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 南平野下里停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字中地521番3地先から同町大字市屋字東地473番1地先まで

供用開始の期日 平成27年9月13日 午後5時

会計管理者訓令**和歌山県会計管理者訓令第2号**

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年9月11日

和歌山県会計管理者 岩橋良晃

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別表税務課の出納員の項交付限度額の欄中「60,000円」を「230,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

公 告**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

串本町から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年9月11日

- 1 都市計画の種類及び名称
串本都市計画臨港地区（袋港臨港地区）の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年8月11日、12日、13日及び17日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年9月11日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
知事直轄	平成27年8月11日
総務部	平成27年8月12日
企画部	平成27年8月11日
環境生活部	平成27年8月12日
福祉保健部	平成27年8月17日
商工観光労働部	平成27年8月12日
農林水産部	平成27年8月12日
県土整備部	平成27年8月13日
会計局	平成27年8月11日
県議会事務局	平成27年8月12日
人事委員会	平成27年8月13日
労働委員会	平成27年8月11日
選挙管理委員会	平成27年8月11日
監査委員	平成27年8月12日
教育委員会	平成27年8月17日
公安委員会	平成27年8月13日
	平成27年8月11日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

福祉保健部

ア 平成23年度から平成25年度までの福祉人材確保対策事業において、虚偽の完了実績報告書による補助金の交付が行われていることが判明した。

この度、補助金交付決定の一部取消及び返還命令を行っているが、完了実績報告書どおりに履行されているか確認を行うとともに会計帳簿や関係書類を調査するなど、今後このようなことがないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

(福祉保健総務課)

(2) 注意事項

知事直轄

ア 消耗品費（オイル）の納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(秘書課)

イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(政策審議課)

ウ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(政策審議課)

エ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(広報課)

オ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(広報課)

カ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(総務企画課)

キ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(施設調整課)

ク 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(障害者スポーツ大会課)

ケ 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り旅費の支給額が不足していたので、適正に処理されたい。

(障害者スポーツ大会課)

総務部

ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(人事課)

イ 県税の収入率は、97.9%と前年度に比し0.3ポイント上昇し、平成26年度末の収入未済額も約16億9,604万円と約2億2,773万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約79%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(税務課)

ウ 随意契約(委託料)に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(管財課)

エ ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認年月日の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。

(危機管理・消防課)

オ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかった。

また、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったもので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、併せて適正に処理されたい。

(防災企画課)

カ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないので、適正に処理されたい。

(防災企画課)

キ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(防災企画課)

ク 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(災害対策課)

企画部

ア 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないので、適正に処理されたい。

(企画総務課)

イ 正規の勤務時間外の用務を命じた職員に、超過勤務命令がなされていないので、適正に処理されたい。

(企画総務課)

ウ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(文化国際課)

エ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないので、適正に処理されたい。

(文化国際課)

オ 旅行命令簿において、命令権者確認印が押印されていないので、適正に処理されたい。

(文化国際課)

カ 取り消した支出負担行為票が保管されていないので、適正に処理されたい。

(文化国際課)

キ 行政財産使用許可において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(1) 変更許可後の戻出処理が遅延していた。

(2) 変更許可時に算出した使用料に誤りがあったため、追加徴収金及び戻出金が発生した。

(文化国際課)

ク 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(調査統計課)

ケ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(調査統計課)

コ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(地域政策課)

サ 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払の返還金及び賠償金について、平成26年度末で約80万円が収入未済となっているので、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(過疎対策課)

シ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(過疎対策課)

ス 旅行命令簿において、移動方法の誤記入により旅費が過払いとなっていた事例があったので、適正に処理されたい。

(人権政策課)

セ 正規の勤務時間外の用務を命じた職員に超過勤務命令がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(人権政策課)

環境生活部

ア 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(環境生活総務課)

イ 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成26年度末で約11億1368万円であり、前年度に比し約621万円減少している。

今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

(循環型社会推進課)

ウ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(循環型社会推進課)

エ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(循環型社会推進課)

オ 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていた。

また、納品書が物品調達伺書に添付されていないものや納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、併せて適正に処理されたい。

(環境管理課)

カ 物品管理について、会計局総務事務集中課長の承認を受けずに管理換えをした事例があったので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(県民生活課)

キ 指定管理者に無償貸与している備品の管理において、物品現在高報告書の本課保管の物品の現在高と貸付数を実態と合致していないので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

ク 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

ケ 消耗品の資金前渡に係る支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

コ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(食品・生活衛生課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約4,620万円であり、前年度に比し約190万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（福祉保健総務課）

イ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていた事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（福祉保健総務課）

ウ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約1,612万円であり、前年度末に比し、約80万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

エ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成26年度末で約2,921万円であり、前年度末に比し約139万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

オ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成26年度末で約1,401万円であり、前年度末に比し、約7万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

カ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成26年度末で約30万円であり、前年度末に比し約3万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

キ 購入した備品を管理換えしているが、管理換え手続を怠っていたので、適正に処理されたい。

（子ども未来課）

ク 誤った金額の請求書により支出したために過払いが発生し、戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

（子ども未来課）

ケ 旅行命令簿において、直行しているにもかかわらず記載が漏れていたため、適正に処理されたい。

（長寿社会課）

コ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約332万円であり、前年度末に比し約10万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

サ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約29万円であり、前年度に比し約1万円減少している。

今後、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

シ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成26年度末で約139万円であり、前年度に比し約3万円減少している。

今後、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

ス 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成26年度末で約69万円であり、前年度末に比し6万円減少している。

今後、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

(障害福祉課)

セ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成26年度末で約12万円であり、前年度末に比し約3万円増加している。

今後、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

ソ 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、平成26年度末で約30万円となっており、前年度に比し約20万円減少している。

今後未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(医務課)

タ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(薬務課)

チ 旅行命令簿において、命令権者確認印の押印が漏れていたため、適正に処理されたい。

(薬務課)

商工観光労働部

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているところであるが、平成26年度末現在における収入未済額(元金)は約84億4,236万円となっており、前年度に比し約1億1,117万円増加している。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

(商工観光労働総務課)

イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(労働政策課)

ウ 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったため、適正に処理されたい。

(労働政策課)

エ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成26年度末現在の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。

今後、未納者の現状を十分把握し、履行期限延長承認申請書の分納計画どおり返還されるよう、引き続き債権管理に努められたい。

(企業振興課)

オ 起業家創出支援事業の賃料の未収金については、平成26年度末現在で約19万円になっており、前

年度に比して5万円減少している。

今後も約束どおりの返済がなされるよう、適切な債権管理に努められたい。

(企業振興課)

カ ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認を得ずに使用していたので、適正に処理されたい。

(企業振興課)

キ 旅行命令簿において、用務地の地点名称の記載漏れにより旅費不支給となっていたので、適正に処理されたい。

(企業振興課)

ク ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認を得ずに使用していたので、適正に処理されたい。

(産業技術政策課)

ケ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(観光交流課)

コ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(観光交流課)

農林水産部

ア 委託事業において、契約解除による委託費の返還金約2,625万円及び同違約金約320万円の未収金が発生していたので、適正に処理されたい。

(食品流通課)

イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(食品流通課)

ウ 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう、努められたい。

(農業農村整備課)

エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(農業農村整備課)

オ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(果樹園芸課)

カ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(畜産課)

キ 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約446万円となっており、昨年度末に比べ約98万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(経営支援課)

ク 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(経営支援課)

ケ 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成26年度末の未収金額は約1,346万円であり、前年度末に比し約51万円減少している。今後、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(林業振興課)

コ 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成26年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約1,163万円、確定分の違約金が約533万円であり、合計金額では前年度末に比し約120万円減少し約1,696万円となっている。

今後、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(水産振興課)

サ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(水産振興課)

シ 旅行命令簿において、復命欄の命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

(資源管理課)

県土整備部

ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用に係る収入未済額については、平成26年度末で約22万円であり、前年度から回収が進んでいない。

今後、適切な債権管理に努められたい。

(県土整備総務課)

イ 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が、平成26年度末で約27万円新たに発生している。今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(県土整備総務課)

ウ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び突合確認者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(県土整備総務課)

エ 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、平成26年度末で約25万円が収入未済となっている。

今後、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

オ 旅行命令簿において、誤って旅費不支給としていたので、適正に処理されたい。

(技術調査課)

カ 旅行命令簿の記載誤りにより過渡しを行い戻入していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(検査・技術支援課)

キ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(検査・技術支援課)

ク 旅行命令簿において、用務地の地点名称の記載漏れにより旅費不支給となっていたので、適正に処理されたい。

(検査・技術支援課)

ケ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495

号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(検査・技術支援課)

コ 早朝出発の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないので、適正に処理されたい。

(用地対策課)

サ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(用地対策課)

シ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間外の公用車の運転と本来業務が区別されずに命令されていたので、適正に処理されたい。

(道路政策課)

ス 和歌山県道路情報提供システム運用委託業務については、システムの運用保守を行うもので随意契約を行っていたが、同システムに改修の必要が生じたことから、当初契約とは業務内容が大きく異なり、別途契約を締結すべきであったにもかかわらず、当初契約額の7倍以上の金額を増額する変更契約を締結していたので、適正に処理されたい。

(道路保全課)

セ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(道路保全課)

ソ 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成26年度末で前年度末と同額の約30万円が収入未済となっている。

今後も、未納者の現状を把握し、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(道路建設課)

タ 旅行命令がなされないまま出張していたので、適正に処理されたい。

(道路建設課)

チ 消耗品費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

(道路建設課)

ツ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(道路建設課)

テ 工事の部分払金額計算書に誤りがあったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(道路建設課)

ト 業務委託契約不履行に伴う違約金は、平成26年度末で前年度末と同額の約265万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(河川課)

ナ 土地占用料等の未収金は、平成26年度末で約10万円と前年度末に比し約15万円減少しているが、新規未収金が約9万円発生している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(河川課)

ニ 河川敷地の不法占用については、平成26年度中に大門川不法占用案件3件が解消されたものの、同年度末現在で13件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(河川課)

ヌ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続き及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。

(河川課)

ネ 代表者印のない請求書に基づき支出を行っていたので、適正に処理されたい。

(河川課)

ノ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(河川課)

ハ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった。

また、用務地の地点名称を誤っていたので、併せて適正に処理されたい。

(河川課)

ヒ ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認年月日の未記載があったので、適正に処理されたい。

(河川課)

フ 通勤認定が「南海高野線・本線」となっている職員の旅行命令で、直行・直帰の命令とする際、旅行命令簿8その他欄に「南海電鉄使用」と明記しなかったため旅費調整ができず、過払いによる戻入を行っていたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(河川課)

ヘ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(砂防課)

ホ 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成26年度末で約8,852万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(都市政策課)

マ 紀三井寺公園北駐車場整備に伴う公有財産取得報告について、平成25年度から26年度にかけて取得した土地の報告が平成27年度に行われていたので、適正に処理されたい。

(都市政策課)

ミ 河西緩衝緑地維持管理企業負担金については、負担企業との間で交わした確認書で毎年度当初の1回払となっているにもかかわらず、年4回の分割納入となっていたので、適正に処理されたい。

(都市政策課)

ム 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(都市政策課)

メ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

(都市政策課)

モ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(都市政策課)

ヤ 旅行命令がなされないまま出張していたので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

ユ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

ヨ 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた

回収に努められているところである。平成26年度末現在の収入未済額は約1億1,269万円で、前年度末に比し約120万円減少しているが依然として多額である。

今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

ラ 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成26年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度から回収が進んでいない。

今後とも、適切な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

リ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(公共建築課)

ル 港湾施設使用料等の未収金について、平成26年度末で約2,075万円となっており、前年度末に比し約181万円増加している。

今後とも、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(港湾空港課)

レ 平成26年度和歌山県海岸漂着物地域対策推進事業補助金について、事業実施区域内の3箇所を実施箇所として事業実施するという変更交付決定をしたにもかかわらず、同区域内の1箇所のみで実施した内容の実績報告書を受領し、これに基づき補助金の額の確定を行っていたので、適正に処理されたい。

(港湾空港課)

ロ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(港湾漁港整備課)

ワ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(港湾漁港整備課)

ヲ 公用車により旅行しているが、旅行命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(港湾漁港整備課)

ン 旅行命令簿において、在勤公署出発の予定から居住地出発に変更になったにもかかわらず、命令変更が行われず旅費も当初の予定のまま支給されていたので、適正に処理されたい。

(港湾漁港整備課)

あ ETCカード使用承認・使用管理簿において、承認区間内での利用区間の変更方法を誤っていたので、適正に処理されたい。

(港湾漁港整備課)

会計局

ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成26年度末現在の収入未済金は、約858万円であり、前年度末に比し約6万円減少している。

今後とも、債務者に対して引き続き交渉を行い、収入未済金の徴収に努められたい。

(会計課)

イ 書類・廃棄物等処理手数料に係る随時の資金前渡について、精算票起票及び返納通知書兼領収証書を手交後、24日後に収納するまで現金を保管していたので、適正に処理されたい。

(会計課)

ウ 道路保全課が行った和歌山県道路情報提供システム運用委託業務の増額変更については、随意契約を行った当初契約とは業務内容が大きく異なり、別途契約を締結すべきものであったにもかかわらず、当初契約額の7倍以上の金額を増額する変更契約を会計課合議を行ったうえで締結していた。

今後このような不適切な契約事務が行われることのないよう、支出負担行為の決定の合議に当たっては適正な審査を実施されたい。

（会計課）

エ 支出命令審査において、納品書による支出が行われたものがあつたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

（会計課）

オ 旅費の計算を誤り過渡しし、当該誤りが判明した後に返納されていたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

（総務事務集中課）

カ 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入されていたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

（総務事務集中課）

県議会事務局

ア 当年度の物品調達（台帳扱い物品）について、支払が翌年度になっていたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

（県議会事務局）

イ 政務調査費返還金の未収金については、平成26年度末で約94万円となっており、前年度末に比し約37万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

（県議会事務局）

選挙管理委員会

ア 物品調達台帳において、決裁がなされていないものがあつたため、適正に処理されたい。

（選挙管理委員会）

教育委員会

ア 修学奨励金について、申請がないにもかかわらず返還猶予していた事例があつたため、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年和歌山県条例第10号）に基づき、適正に処理されたい。

（総務課）

イ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

（総務課）

ウ 附属物の取得について、総務部長に報告していなかったため、和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）に基づき、適正に処理されたい。

（総務課）

エ 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成26年度末で約1,273万円が収入未済となっている。

今後も、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。

（給与福利課）

オ 雇用保険料控除対象を誤ったため保険料が誤納され、戻出していた事例があつたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

（給与福利課）

カ 行政財産使用料の金額を誤って収入し、戻出していた事例があつたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

（給与福利課）

キ 行政財産使用許可において、許可変更後の戻出処理が遅延していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(給与福利課)

ク 進学奨学金等返還金の未収金については、償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、平成26年度末で約8億7,478万円となっており、前年度末に比し約2,332万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

ケ 修学奨励金返還金の未収金については、平成26年度末で約7,115万円となっており、前年度末に比し約868万円増加している。

今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

コ 扶助費の支給額を誤って過渡しし、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(生涯学習課)

サ 納期限までに納入されなかった使用料について、納期限後20日以内に督促状を発していなかった事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

シ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

ス 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

セ 行政財産使用許可において、許可変更後の戻出処理が遅延していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(文化遺産課)

ソ 検査職員の指定を受けていない職員が完成検査を行っていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(文化遺産課)

タ 旅行命令簿において、誤って他団体支給と記載し、旅費が不支給となっていたので、適正に処理されたい。

(県立学校教育課)

チ 国庫支出金について、返金すべき精算額の請求を受けた後の戻出処理が遅延した事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(義務教育課)

ツ 和歌山県民文化会館駐車場回数券について、受払状況等を記録した帳簿を備えておらず、保管している残高を把握していなかったため、適正に処理されたい。

(義務教育課)

テ 災害共済給付契約の契約者数を誤ったため掛金を過渡しし、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(健康体育課)

ト 集中調達物品以外の物品調達に係る決裁手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。

(高校総体推進課)

ナ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(高校総体推進課)

公安委員会

ア 放置違反金の平成26年度末における未収金は、約1,462万円であり、前年度末に比し約487万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。

(警察本部)

イ 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(警察本部)

ウ 公用車の管理について、保有車両で車検証の有効期限が徒過していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(警察本部)

(3) 検討事項

企画部

ア コスモパーク加太の未利用地 (818,086㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

イ 旧南紀白浜空港跡地 (365,407㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

福祉保健部

ア 旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上処理を進められたい。

(障害福祉課)

県土整備部

ア 廃道敷地については、平成26年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

(道路保全課)

イ 道路整備事業の残地について、処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。

(道路建設課)

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。